

# 移動式クレーンの安全対策について

## 1 禁止事項について

次の作業及び操作は行わないで下さい。

- (1) 定格荷重を超える荷重をかけて使用
- (2) 地盤が軟弱であること等により転倒するおそれのある場所での作業  
ただし、有効な敷鉄板等を設けた時は使用できます。
- (3) 荷を吊ったままで運転位置からの離脱
- (4) 10分間の平均風速が10m/s以上の状況での作業
- (5) 次の条件での荷の下への立ち入り
  - ① ハッカーでの玉掛け
  - ② つりクランプ1個での玉掛け
  - ③ ワイヤロープ等1か所での玉掛け
  - ④ 複数の荷を1度につり上げる場合で、複数の荷が結束又は箱に入れられる等により固定されていないとき
  - ⑤ 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いた玉掛け
  - ⑥ 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させ
- (6) 安全装置の機能停止（無効化）
- (7) 移動式クレーンでの労働者の運搬、又は労働者をつり上げる作業（原則禁止）



禁止されている作業は行わないこと!!



室蘭労働基準監督署

## 2 安全装置

移動式クレーンには、移動式クレーン構造規格に基づいた以下の安全装置が装着されています。

- ① 巻過防止装置、巻過警報装置
- ② 過負荷防止装置
- ③ 安全弁等
- ④ 警報装置（ブザー等）
- ⑤ 傾斜角指示装置
- ⑥ 外れ止め装置
- ⑦ 前照灯等



※ つり上げ荷重3t未満の移動式クレーンは、②の設置が義務化されておられません。  
移動式クレーン作業を行うときは、クレーン作業開始前に安全装置等に異常がないことを確認し、安全装置を正しく取扱い、その機械の定められた性能範囲内の運転を遵守しましょう。

**安全装置の機能を停止させた運転は禁止です!!**

## 3 作業計画について

移動式クレーンを用いて作業を行うときは、あらかじめ作業方法等を定めて下さい。  
なお、作業計画の内容は、作業の開始前に関係労働者に周知して下さい。

### （1）作業計画を定める際に考慮する事項

- ① 作業場所の広さ
- ② 地形及び地質の状態
- ③ 運搬する荷の重量、形状、重心の位置
- ④ 使用する移動式クレーンの種類及び能力

### （2）作業計画で定める事項

- ① 作業方法
- ② 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- ③ 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

## 4 移動式クレーン等の検査及び点検について

次の検査、点検を確実に実施して下さい。

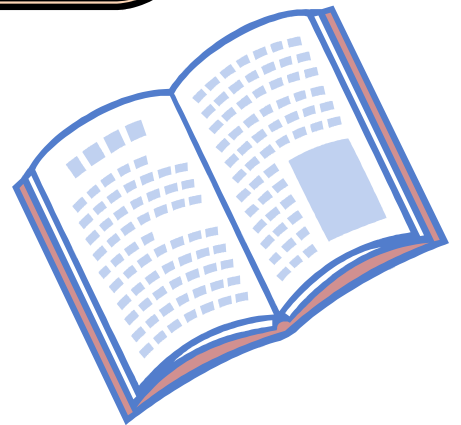
### (1) 移動式クレーン

- ① 性能検査（有効期間2年）
- ② 年次検査（1年以内ごとに1回）
- ③ 月例検査（1月以内ごとに1回）
- ④ 作業前点検（その日の作業開始前）

### (2) 玉掛用具

- ① 作業前点検（その日の作業開始前）

- ※1 ①の検査は、つり上げ荷重3 t以上の移動式クレーンが対象です。
- ※2 ②③の検査結果は、**3年間保存**すること。
- ※3 年次検査は1年間、月例検査は1月を超えて使用していない場合、実施する必要はありません。



## 5 資格について

移動式クレーンの運転に必要な資格は、移動式クレーンのつり上げ荷重によって、次のように区分されています。

つり上げ荷重5 t以上	移動式クレーン運転士 <b>免許</b>
つり上げ荷重1 t以上5 t未満	小型移動式クレーン運転 <b>技能講習</b>
つり上げ荷重1 t未満	移動式クレーン運転 <b>特別教育</b>

玉掛作業に必要な資格は、クレーン等のつり上げ荷重によって、次のように区分されています。

つり上げ荷重1t以上のクレーン等	玉掛け <b>技能講習</b>
つり上げ荷重1t未満のクレーン等	玉掛け <b>特別教育</b>

※ 上記の「つり上げ荷重」は、移動式クレーンの最大のつり上げ荷重をいいます。

**資格証等を携帯しましょう！！**



**12次防  
推進中!**

## 移動式クレーン作業は適切ですか？ いつも、みんなで、点検してみましょう！！

- ① 移動式クレーンの作業計画を定めていますか
- ② 移動式クレーンの作業計画の内容を関係労働者に周知していますか
- ③ 移動式クレーン作業及び玉掛け作業を行う際に資格証等を携帯していますか
- ④ 定格荷重の範囲内で使用していますか
- ⑤ 移動式クレーンの定期自主検査(年次・月例)を実施していますか
- ⑥ 作業開始前に移動式クレーンの作業前点検を実施していますか
- ⑦ 人をつり上げて作業していませんか(当該作業は原則禁止されております)
- ⑧ 強風時(10分間の平均風速が10m/s以上)は作業を中止していますか
- ⑨ 荷をつったまま運転位置から離脱していませんか(当該作業は禁止されております)
- ⑩ ハッカーのみでのつり上げ、1か所つり、結束されていない複数の荷のつり上げ等の場合に荷の下に立ち入らせていませんか(当該作業は禁止されております)
- ⑪ 安全装置の機能を停止(無効化)していませんか(当該操作は禁止されております)
- ⑫ 軟弱地盤の際に敷板等を使用していますか
- ⑬ アウトリガーは両側とも張り出していますか
- ⑭ 横引きや斜め吊りを行っていませんか(当該作業は禁止されております)
- ⑮ 旋回は低速で行っていますか
- ⑯ つり荷走行を行っていませんか(当該作業は原則禁止されております。)

お問い合わせ

室蘭労働基準監督署 第2方面・第3方面 電話 0143-23-6131